3　借款は、ＩＤＡ18に関連する文書に従い、ＩＤＡ18の期間中の協会の業務に充てるために使用に供される。

4　協会は、その財政規則その他の関連規則に従い、3に定める目的のために、借款が適正に使用されることを確保するために必要な措置をとる。

5　協会は、千九百六十年一月二十六日にワシントンで作成された国際開発協会協定（その改正を含む。）に従い、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、文書及び情報を提供する。

6　日本国政府及び協会は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解を協会に代わって確認される貴官の返簡が日本国政府と協会との間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十八年二月二十一日にワシントンで

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　佐々江賢一郎

国際開発協会
総裁　ジム・ヨン・キム殿

（国際開発協会側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解を国際開発協会（以下「協会」という。）に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が協会と日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年二月二十一日にワシントンで

国際開発協会
総裁　ジム・ヨン・キム

アメリカ合衆国駐在
日本国特命全権大使　佐々江賢一郎閣下

○外務省告示第八十号

平成三十年二月二十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州における包摂的な開発と女性のエンパワーメント計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ラカイン州における包摂的な開発と女性のエンパワーメント計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億七千万円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

国際連合開発計画側　クヌート・オスビー在ミャンマー事務所代表

平成三十年三月九日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第八十一号

平成三十年二月二十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州における人道状況への対応計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ラカイン州における人道状況への対応計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億千二百万円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　セシル・フラド在ミャンマー事務所代表代行

平成三十年三月九日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第八十二号

平成三十年二月二十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州における人道状況への対応計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ラカイン州における人道状況への対応計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億五千七百万円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

世界食糧計画側　ドム・スカルベッリ在ミャンマー事務所代表

平成三十年三月九日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第八十三号

平成三十年二月二十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州における人道状況への対応計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ラカイン州における人道状況への対応計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億二百万円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

国際連合人口基金側　ジャネット・ジャクソン在ミャンマー事務所代表

平成三十年三月九日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第八十四号

平成三十年二月二十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国におけるラカイン州における人道状況への対応計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

○厚生労働省告示第五十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。	健康保険法施行令第六十一条第一項の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。
（略）	（略）
福岡県	福岡県
北九州市門司区、若松区及び戸畑区、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、嘉麻市、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣	北九州市門司区、若松区及び戸畑区、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、宮若市、嘉麻市、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、遠賀郡水巻町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡岡垣

1　協力の目的及び内容　ラカイン州における人道状況への対応計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億二千九百万円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

国際連合児童基金側　功刀純子在ミャンマー事務所代表

平成三十年三月九日

外務大臣　河野　太郎

○文部科学省告示第四十八号

重要無形文化財江戸小紋の保持者小宮康孝（昭和五十三年文部省告示第八十九号）は、平成二十九年十月二十四日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財江戸小紋の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成三十年三月九日

文部科学大臣　林　芳正